

国保年金係で申請してくだ
い。
■一部免除になった場合の注意事項
一部免除の承認となった場
合、その期間の一部納付分を
納付しないときは未納期間と
して取り扱われますので注
意ください。また、申請が却
下された場合も保険料を納め
ないときは未納期間になりま
す。

高額療養費は入院前の申請が便利

■窓口での支払が軽減されます
70歳未満の方が入院したと
き、「限度額適用認定証」を
医療機関に提示することで、
入院時の窓口での支払いが限
度額までとなり、高額療養費
申請の必要がなくなります。

■すでに認定証をお持ちの方へ
現在交付されている限度額
認定証の有効期限は7月31日
までです。8月以降も入院の
予定がある方は、再度申請が
必要ですので、保険証と印鑑

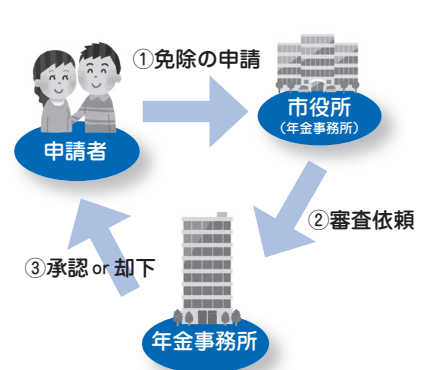
所得区分ごとの医療費限度額

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額 (※2)
一般	80,100円+ (医療費 -267,000円) ×1%	44,400円
上位所得者(※1)	15,000円+ (医療費 -500,000円) ×1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

国民年金には、経済的な理
由などにより保険料を納める
ことが困難な場合、全額又は一
部免除(4分の3免除、半額
免除、4分の1免除)の制度
があります。

■免除までの流れ

免除の申請をすると、免除
を申請される方とその配偶
者、世帯主の前年所得につい
て年金事務所が審査し、所得



■免除の期間

免除は、現在平成26年7月
分から平成27年6月分までの
申請ができます。結果が出る
まで期間がかかりますので、
早めの申請をお願いします。

■特別による免除

失業・倒産・事業の廃止や
天災などにあわれた方は特例
の取り扱いになりますので、
そのことを証明できる書類
(失業であれば雇用保険受給
資格者証や雇用保険被保険者
離職票など)を添えて市民課

◆問い合わせ先

市民課 国保年金係
☎33-11111
(内線125-127)
東北福島年金事務所
☎024-535-0141
(自動音声案内)

お年寄りへの虐待を防ぐ

■本
宮市は、高齢化が進む中、高齢者が地域の
中で自分らしい生活を維持して、安心して
生活ができるよう高齢者虐待を防止し、高齢者を
支援をしていきます。



誰もが、どこでも。自分らしく普通の生活を送れるように

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待を大きく5つに分けています

1. 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じる、または生
じるおそれのある暴行を加えること。
(具体的な例：たたく・つねる・殴る・蹴る・
やけどを負わせる・ベッドに縛りつけたり
して身体を拘束するなど)

4. 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、ま
たは高齢者にわいせつな行為をさせるこ
と。(具体的な例：懲罰的に下半身を裸にし
て放置するなど)

2. 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、
長時間の放置など、高齢者の養護を著しく
怠ること。
(具体的な例：髪が伸び放題、皮膚が汚れて
いる。空腹状態が続く、脱水症状や栄養失
調の状態にあるなど)

5. 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分するなど、高
齢者から不当に財産上の利益を得ること。
(具体的な例：日常生活に必要な金銭を渡さ
ない、使わせない、本人の年金・預貯金な
どを本人の意思・利益に反して使用するな
ど)

3. 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、著しく拒絶
的な対応など、高齢者に著しい心理的外傷
を与える言動を行なうこと。
(具体的な例：排泄などの失敗に対して高齢
者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、子
ども扱いをするなど)

高齢者の介護での困り事や、高齢者への
虐待に気づきましたら、悩まず・ためらわ
ず地域包括支援センターにご相談・ご連絡
ください。

◆問い合わせ先

高齢福祉課 (えぼか内)
地域包括支援センター
☎63-2780